

令和2年5月5日  
教 育 庁

## 県立学校の臨時休業等について（案）

### 1 現 状

- ・令和2年5月4日（月）に示された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）」において、未だ全国的に相当数の新規感染者が確認されていることから、緊急事態宣言については、我が国を含む全都道府県を対象区域として5月31日（日）まで延長され、引き続き、国民一丸となって感染拡大防止に向けた取組を継続する姿勢が示された。
- ・我が国は「特定警戒都道府県以外の都道府県」とされ、知事から、県内の感染状況等を踏まえ、県境をまたいでの移動自粛や、職場における感染防止対策等の取組、クラスター発生のおそれがある催物開催の自粛、施設における感染防止対策の徹底などについて要請する方針である。
- ・学校については、臨時休業が長期化する中、児童生徒の教育機会を最大限に保障する観点から、学校再開を目指していくことが必要な時期に至っており、基本的対処方針においては、学校等の取扱いについて、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。」こととされている。
- ・一方、学校においては、登下校や一部の学習活動等において「三つの密」になりやすい環境であり慎重な対応が求められ、学校再開に向けて十分な準備期間が必要である。

### 2 方 針

上記1の現状を踏まえ、児童生徒の生命・健康を守りながら教育の機会を確保し、円滑な学校再開を目指すため、

- ・県立学校の臨時休業を5月31日（日）まで延長する。
- ・休業期間内において、感染リスクの低い学校教育活動から段階的に取組を進め、学校再開に繋げていく。
- ・市町村教育委員会に対して、同様の対応を依頼し、地域の感染状況によって5月31日（日）以前に学校を再開する場合にあっても、感染リスクを抑えるための事前の十分な検討を依頼する。

### 3 臨時休業中の取組

#### （1）児童生徒の居場所の確保

##### 《県立学校》

- ・県立特別支援学校においては、希望する児童生徒は登校可とする。スクールバスの運行、給食の提供は通常どおり実施する。

##### 《市町村立学校》

- ・市町村教育委員会に対し、やむを得ない事由により家庭で過ごすことが難しい児童生徒を、学校や放課後児童クラブ等で預かる等の配慮を依頼する。

## (2) 児童生徒の心身の状況把握と家庭学習のための支援

### 《県立学校》

- ・電話やメール、家庭訪問等を通じ、児童生徒の心身の健康状態を把握する。
- ・家庭学習のためのプリント教材を配布・郵送するなどして学習支援を行う。
- ・学校ウェブページやメール配信等を活用した学習支援を行う。
- ・ICT機器を活用した学習支援の環境整備を促進する。

### 《市町村立学校》

- ・児童生徒の心身の健康状態の把握と、効果的な家庭学習の指導等について引き続き依頼する。
- ・児童生徒に対して、臨時休業期間中における家庭学習のウェブページやインターネットを活用した予習型カリキュラムを引き続き公開する。
- ・指導計画に沿った家庭学習とその確認方法について情報提供する。

## 4 学校再開に向けた取組

### (1) 臨時休業中の登校日設定

#### 《県立学校》

- ・学年ごとや学級ごとの登校日を設定するなど、段階的に学校教育活動を実施し、学校再開に近づけていく。
- ・登校日を設定する際は、時差登校や部分登校を基本とする。

#### 《市町村立学校》

- ・市町村教育委員会に対して同様の対応を依頼する。

### (2) 感染防止対策の徹底

#### 《県立学校》

- ・学校再開に向け、環境消毒による接触感染防止策と、マスクや換気等による飛沫感染防止策の徹底を図るとともに、より感染リスクの低い授業方法についてさらに検討を進める。
- ・学校関係者に対する研修を実施するとともに、感染症予防ポスターを作成する等、児童生徒や保護者に対する啓発を行う。

#### 《市町村立学校》

- ・県立学校における取組や研修等について、市町村教育委員会に情報提供し支援する。

### (3) 児童生徒の健康と生活リズムの維持

#### 《県立学校》

- ・学校再開に向けて、毎朝の検温や起床、就寝時刻を記入するカードを配布し、児童生徒の健康状況を把握する。
- ・家庭における学習計画立案のためのシートを配布し、学習も含めた生活リズムの維持を図る。

#### 《市町村立学校》

- ・児童生徒の心の健康・心のケアに関するウェブページを引き続き公開する。